

岡山大学法学部履修細則

平成28年2月23日 教授会決定

平成30年1月24日 教授会決定

平成31年1月23日 教授会決定

令和元年12月25日 教授会決定

令和3年3月8日 教授会決定

令和3年7月28日 教授会決定

令和5年1月25日 教授会決定

令和7年1月22日 教授会決定

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程第10条及び第10条の2の規定に基づき、岡山大学法学部（以下「本学部」という。）における履修について必要な事項を定めるものとする。

(履修コースの届け出)

第2条 昼間コースの学生は、第2年次終了時に、所属する履修コースを法学部長に届け出なければならない。

2 所属した履修コースの変更を希望する者は、履修コース変更届を別途指定する期日までに提出するものとする。

(専門教育科目の履修資格)

第3条 昼間コースの学生は、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3年次・第4年次配当の専門教育科目（演習Ⅱを除く。）を履修できない。

2 昼間コースの学生で、第1年次・第2年次の間に学則第32条の規定により留学する者は、前項の規定にかかわらず、第1年次・第2年次配当の専門教育科目を別に定める単位以上修得すれば、第3年次・第4年次配当の専門教育科目を履修できるものとする。

(演習)

第4条 昼間コースの学生は、演習Ⅰを第2年次に、演習Ⅱを第3年次及び第4年次に履修するものとする。

2 演習に関し、必要な事項は、別に定める。

(課題研究)

第5条 昼間コースの学生は、第4年次に課題研究の履修を認められることがある。ただし、特別の事情がある場合は、第3年次での履修を認められることがある。

2 課題研究に関し、必要な事項は、別に定める。

(昼間コースの卒業資格単位数)

第6条 昼間コースを卒業するためには、別表第1に定めるところにより、全学共通科目の単位を11単位以上、英語科目の単位を9単位以上及び専門教育科目の単位を104単位以上修得しなければならない。

2 昼間コースの学生は、他の学部の専門教育科目（全学交流科目を除く）を20単位を超えない範囲で、前項の専門教育科目の単位として修得することができる。

(夜間主コースの卒業資格単位数)

第7条 夜間主コースを卒業するためには、別表第2に定めるところにより、教養教育科目の単位を32単位以上及び専門教育科目の単位を92単位以上修得しなければならない。

2 夜間主コースの学生は、本学部昼間コースに開設する全学共通科目を14単位（集中講義科目は制限なし）を超えない範囲で、前項の教養教育科目の単位として修得することができる。

3 夜間主コースの学生は、本学部昼間コースに開設する演習以外の専門科目及び経済学部昼間

コースに開設する演習以外の専門科目を45単位を超えない範囲で、第1項の専門教育科目の単位として修得することができる。

- 4 夜間主コースの学生は、経済学部夜間主コースに開設する共通科目を38単位を超えない範囲で、第1項の専門教育科目の単位として修得することができる。
- 5 夜間主コースの学生は、経済学部昼間コースに開設する専門科目（演習を除く。）及び経済学部夜間主コースに開設する専門科目（演習及び共通科目を除く。）を6単位を超えない範囲で、第1項の専門教育科目の単位として修得することができる。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の授業科目の履修方法にかかわらず、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第 1

法学部法学科昼間コース卒業資格単位数

科目区分		授業科目名		必修単位	卒業資格単位数	
全学共通科目	課題探究		知の探研		3 単位	1 1 単位
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門 1（情報機器の操作を含む）	1 単位		
			その他「情報教育科目」			
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎	1 単位		
			その他「数理・データサイエンス科目」			
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学			2 単位まで卒業資格単位数として認める。	
		スポーツ演習科目				
	市民性と異文化理解	実践知科目				
		芸術知科目				
		市民性教育科目				
		言語文化科目				
	計				1 1 単位	
英語科目	必修英語	コミュニケーション英語（S & L）		2 単位	9 単位	
		コミュニケーション英語（R & W）		2 単位		
		アカデミック英語（プレゼンテーション）		2 単位		
		アカデミック英語（ライティング）		2 単位		
	選択英語	高年次英語		1 単位		
	計				9 単位	
専門教育科目	全学交流科目	社会系交流科目（法学部以外の開講科目）		4 単位	2 つの交流科目グループからそれぞれ 1 単位を必修とし、1 つの科目グループは 2 単位を必修とする。 4 単位まで卒業資格単位数として認める。	
		生命系交流科目				
		自然系交流科目				
	専門基礎科目	法政基礎演習		1 単位	1 0 0 単位	
	専門科目	法政基礎科目群		8 単位		
		法政共通科目群		8 単位		
		グローバル法政科目群		4 単位		
		所属する履修コースのコースコア科目Ⅰ		1 0 単位		
		所属する履修コースのコースコア科目Ⅱ		8 単位		
		演習Ⅱ		8 単位		
		課題研究				
		課題英語		2 単位		
		法学部専門科目				
	他学部開講科目（全学交流科目を除く）					2 0 単位まで卒業資格単位数として認める。
計				1 0 4 単位		
合 計				1 2 4 単位		

別表第2

法学部法学科夜間主コース卒業資格単位数

科目区分			授業科目名	必修単位	卒業資格単位数	
教 養 教 育 科 目 注 1	導入教育科目	ガイダンス	法政基礎演習	1 単位	2 単位	
			全学ガイダンス科目	1 単位		
	知的理解科目	現代と社会	人文・社会科学系科目	4 単位	3つの知的理解グループのうちから2つ以上を選択し、それぞれ2単位以上選択必修	
		現代と生命	生命科学系科目			
		現代と自然	自然科学系科目			
	実践知・感性科目	実践知	実践・社会連携系科目			
		芸術知	芸術系科目			
	汎用的技能と健康科目	情報教育	情報リテラシー系科目		2 単位まで卒業資格単位数として認める。	
			I C T (Information & Communication Technology) 系科目			
		数理・データサイエンス	数理・データサイエンスの基礎			
			数理・データサイエンス科目			
		キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目			
		健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学			
			スポーツ演習（する・みる・支える）		2 単位まで卒業資格単位数として認める。	
		アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング科目			
	言語科目	英語	英語（ネイティブ）	8 単位	1 6 単位まで卒業資格単位数として認める。	
			英語（オラコン）			
			英語（作文・文法）			
			英語（読解）			
			英語（検定）			
			プレ上級英語			
			上級英語			
		初修外国語	初修外国語系科目			
	計			3 2 単位		
専 門 教 育 科 目	専門基礎科目		講義		8 単位まで卒業資格単位数として認める。	
	専門科目	講義				
		演習				
		実習				
		本学部昼間コース開設の演習以外の専門科目		注 2 ～ 4 参照		
		経済学部昼間コース開設の演習以外の専門科目				
		経済学部夜間主コース開設の演習以外の専門科目（共通科目を含む。）				
	計			9 2 単位		
合 計			1 2 4 単位			

注1：昼間開講の全学共通科目は、合計14単位（集中講義科目は制限なし）まで卒業資格単位数として認める。

注2：本学部昼間コース及び経済学部昼間コースに開設する演習以外の専門科目は、合計45単位まで卒業資格単位数として認める。

注3：経済学部夜間主コースに開設する共通科目は、合計38単位まで卒業資格単位数として認める。

注4：経済学部昼間コース及び経済学部夜間主コースに開設する専門科目（演習及び共通科目を除く。）は、合計6単位まで卒業資格単位数として認める。

岡山大学法学部法曹プログラム履修細則

令和元年 11月20日教授会承認

令和3年 2月24日教授会改正

令和4年 9月 2日教授会改正

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学法学部規程（平成16年岡大法規程第1号）第10条の3第2項の規定に基づき、岡山大学法学部法曹プログラム（以下「プログラム」という。）の履修について、必要な事項を定めるものとする。

(受入時期)

第2条 プログラムの受入れ時期は、第2年次の始めとする。

(受入定員)

第3条 プログラムの受入定員は、40名程度とする。

(履修資格)

第4条 プログラムを履修できる者は、第1年次終了時まで、卒業資格単位数を32単位以上修得した者とする。

(履修手続)

第5条 プログラム履修を希望する者は、別途指定する期日までに、学部長に別紙1の願書を提出しなければならない。

(選考及び許可)

第6条 プログラム履修者の選考は、法学部教務委員会において、第4条に定める履修資格を審査し、法学部教授会の議を経て、学部長が許可する。

(修了認定)

第7条 プログラム履修者のうち、卒業の要件を満たし、別表に定めるプログラム修了資格単位数を59単位以上修得した者について、法学部教授会の議を経て、プログラム修了を認定するものとする。

(修了証書)

第8条 プログラム修了者には、別紙2の修了証書を授与するものとする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

法曹プログラムの履修資格・修了資格単位数

年次	必修科目		選択必修科目		選択科目	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年次	法政基礎演習	1	憲法入門	1	国際法入門	1
			生活民法	1	法の歴史と思想	1
			刑法入門	1	法社会学概論 a	1
			憲法（総論・統治）ab	2	法社会学概論 b	1
			民法総則 ab	2		
			民事手続法概論	1		
			刑事手続法概論	1		
2年次	民法Ⅰ（法曹）	4	憲法（人権）ab	2	国際法総論 ac	2
	憲法Ⅰ（法曹）	2	刑法総論 ab	2	国際法総論 b	1
	憲法Ⅱ（法曹）	2	物権法	1		
	民法Ⅱ（法曹）	4	担保物権法	1		
			会社法 ab	2		
			行政法総論Ⅰ	1		
			債権総論 ab	2		
			親族法	1		
			相続法	1		
			会社法 c	1		
			憲法（人権）c	1		
			行政法総論Ⅱ ab	2		
3年次	刑法（法曹）	4	刑法各論 a	1	労働法 ab	2
	民法Ⅲ（法曹）	4	契約法	1	国際法各論 a	1
	商法（法曹）	4	不法行為法	1	税法 a	1
	民事訴訟法（法曹）	4	企業取引法 ab	2	経済法 ab	2
	刑事訴訟法（法曹）	4	刑事訴訟法 ab	2	法哲学	1
	行政法（法曹）	2	民事訴訟法 ab	2	行政学 ab	2
	演習Ⅱ	4	行政救済法Ⅰ ab	2	法と正義 ab	2
	演習Ⅱ又は課題研究	4	企業取引法 c	1	法史学 ab	2
			刑法各論 bc	2	労働法 c	1
			行政救済法Ⅱ	1	税法 bc	2
			リーガルライティング演習	1	国際法各論 bc	2
					国際家族法 a	1
					国際家族法 b	1
					経済法 c	1
計		43		42		28

※ 「選択必修科目」の中から16単位以上の修得が必要

※ 合計59単位以上の修得が必要

岡山大学法学部法学科法曹プログラム履修願書

令和 年 月 日

法学部長 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

私は、本学部法学科法曹プログラムの履修を希望しますので、選考の上、許可くださるようお願いします。

法曹プログラムの修了証書

第〇〇〇〇-〇〇号

修 了 証 書

学部印

氏 名
生年月日 年 月 日

岡山大学法学部法学科法曹プログラムの所定の課程を修めたことを認める

年 月 日

岡山大学法学部長

〇 〇 〇 〇

学部長印